

税務関係窓口証明(手続き)一覧表

市民税関係					
項 目		単位	手数料	申請できる者	説 明
課税証明		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	前年の所得額、扶養の数、控除額とそれを基にした、今年度の市県民税の課税額の証明
非課税証明		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	
納税証明書		1 税目	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印必要)	税目毎(市民税・固定資産税・軽自動車税・法人市民税)に課税額と納税額を記載
完納証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印必要)	市税全てに未納がないという証明 税目や金額は記載されない ※酒税等の申請用様式もあります
営業証明		1 枚	300 円	1) 法人(法人の場合は社印必要)	法人の事業所所在地、事業所名を証明 営業用車両の登録・変更やディーラーナンバー等の申請に使用
軽自動車完納書		1 枚	無料	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	軽自動車の車検に使用
世帯状況等証明書		1 枚	無料	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	感染症や未熟児などの入院費用の負担軽減のため、保健所へ提出するための証明 ※本人が入院しているため、同一世帯の方の委任状でも可
狩猟者登録税に係る証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	狩猟税(県税)の軽減を受けるために、地方事務所(県)へ提出するための証明
軽自動車登録		1 枚	無料	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	飯山市ナンバー(原動機付自転車(125cc 以下)、小型特殊自動車のみ)の登録、廃車、名義変更 ※登録の際、販売証明・譲渡証明・廃車証明のいずれかが必要 ※廃車の際、ナンバーが必要 紛失の場合は、手数料として <u>300 円</u> かかります
軽自動車廃車		1 枚	無料 (300 円)	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	
固定資産税関係					
項 目		単位	手数料	申請できる者	説 明
課税台帳閲覧		1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	地番、面積等が載っているもの
課税台帳写(名寄帳)		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印必要)	課税の対象となる土地・家屋についての所有者毎の一覧 所在地、地目、地積、評価額、課税標準額を記載
評価証明書		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	課税の対象となる土地・家屋についての、所有者毎の一覧 所在地、地目、地積、評価額を記載(課税標準額と税額は記載されない)
公課証明書		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 相続権のある者 5) 裁判所へ提出する申立書持参の債権者 (代理の場合は委任状)	課税の対象となる土地・家屋についての、所有者毎の一覧 所有する土地、建物の評価額、課税額を記載
資産証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	土地・家屋、それぞれの合計を地目毎に記載した証明 (土地は地目ごとの面積と評価額の合計、家屋は延べ床面積と評価額の合計)
被収用証明		1 枚	300 円	誰でも可	建設事務所から通知を受けたものの証明 ※証明には、専用の証明書等が必要
罹災(りさい)証明		1 枚	無料	誰でも可	災害により家屋が破損した場合、保険等の申請に使用するための証明 ※証明には、専用の証明書等が必要
公図 副本	閱 覧	1 枚	300 円	誰でも可	筆界と地番が記された土地図面
	写(A 3)	1 枚	300 円	誰でも可	
住宅用家屋証明		1 枚	1, 300 円	誰でも可	登録免許税の軽減のため、登記の際に法務局へ申請するための証明 ※証明には、住宅用家屋証明申請書等が必要